

長南町いじめ防止基本方針



平成31年4月改定

長南町
長南町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 基本理念	2
2 いじめの定義	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの判断と留意点	
3 いじめの理解	3
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 町及び委員会が実施する取組	5
(1) いじめの防止等のための体制整備	
(2) 教育委員会が実施する取組	
2 いじめの防止等のために学校が実施する取組	7
(1) いじめの防止等のための体制整備	
(2) 具体的な取組	
3 保護者の役割	10
4 地域住民の役割	10
第3章 重大事態への対処	
1 重大事態の意味	11
2 重大事態の報告	11
3 重大事態の調査	11
(1) 調査の主体等の決定	
(2) 調査を行うための組織	
(3) 調査の実施	
4 調査結果の提供及び報告	12
5 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	12
6 その他の留意事項	12
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 調査結果等の資料の保存について	13
2 教職員の業務の精選について	13
3 基本方針の見直しについて	13

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであり、絶対に許されない行為であり、「どの児童生徒にもどの学校にも起こり得る」ことを認識して対策を講じなければならない重要な課題である。また、いじめ問題は、児童生徒にとどまる問題ではなく、大人の社会においても、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント、児童虐待や高齢者虐待、体罰等、様々な社会問題が生じている。これらは、人命や人格・人権の尊重、豊かな情操や人を思いやる心、道徳心、他者との関係調整と心の通う人間関係を構築する力、そして社会・集団の一員としての権利と義務の理解と実践など、我が国の教育力と国民の成熟度に係る問題である。

したがって、こうした問題に大人も子供も含めて社会総がかりで取り組むことは、心豊かで安全・安心な社会をいかに作るかという国民的な課題に対峙することであり、学校教育において、「いじめの未然防止・いじめの早期発見・いじめに対する措置」（以下「いじめの防止等」という。）に手を尽くすことは、将来の成熟した国民を育てる営みに他ならない。

この社会総がかりの取組の中核を担うべく、平成25年に制定された、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）に基づき、長南町及び長南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成27年10月に「長南町いじめ防止等対策推進要綱」（以下「要綱」という。）「長南町いじめ防止基本方針」（以下「町方針」という。）を策定した。これまで、教育委員会及び学校は、要綱及び町方針をいじめの防止等の指針とし、取組を進めてきた。

今回、平成29年3月の国基本方針の改定及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）の策定等を受け、これまでの長南町や学校の取組を再構築し、町、学校、家庭、地域、関係機関等が連携を密にして、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を見直し、新たに法第12条に基づく「長南町いじめ防止基本方針」（以下「本基本方針」という。）を策定する。

1 基本理念

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。全ての児童生徒が安心して、将来に希望を持って生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。これらの実現のためには、児童生徒自身が、いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する認識と理解を深め、自らの意志によって、いじめに向かわないようにすることが肝要であるとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認めて互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。

また、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童生徒やいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、町、学校、保護者、地域及び関係機関が連携を図り、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

本基本方針では、法第2条に基づき、次のとおりいじめを定義する。

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校…本基本方針では、長南町立長南小学校、長南町立長南中学校をいう。

(2) いじめの判断と留意点

いじめに該当するか否かの判断については、表面的・形式的に行うことがないように、特段の配慮をし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、いじめられた児童生徒の立場に立ち、以下の項目に留意して判断することとする。

- ① いじめには、多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- ② 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえること。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行うこと。
- ④ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ⑤ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合い

であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目して判断すること。

- ⑥ インターネット上の悪口などで、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をすること。
- ⑦ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をすること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」へ情報共有すること。
- ⑧ 児童生徒が行った行為が、いじめを意図して行った行為ではなく、また1回のみで継続して行われた行為でなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応すること。
- ⑨ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑩ 上記に挙げたいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、児童生徒の健全な成長のみならず、時として、その生命及び身体に重大な影響を及ぼすものでありながら、目につきにくい時間や、場所、方法で行われることに加えて、いじめられている。本人がそれを否定する場合もあり、大人が気付きにくい性質を持っている。いようなれば、いじめは見ようとしなければ見えないものである。とりわけ、嫌がらせや仲間はずれ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、無秩序性や閉塞性といった学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、いじめを面白がったりはやし立てたりする「観衆」の存在や見て見ぬふりをするすることで、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも、注意を払

い、集団全体に「いじめ」を許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要である。

いじめを許容しない雰囲気を醸成するには、児童生徒への働きかけに加えて、教職員や保護者をはじめとした大人の姿勢が大きな影響を与える。大人の振る舞いや言動がいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることがあることを重く受け止める必要がある。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象とした未然防止の観点が極めて重要である。いじめの未然防止のためには、日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。そのためには、児童生徒、保護者と教職員が「いじめとは何か」について具体的な認識を共有することが重要である。

また、全教育活動の充実を図ることで、児童生徒にいじめに向かわない態度・能力を育み、自他の存在を正しく認め、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うことが必要である。

さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、これらに適切に対処できる力を育てるとともに、全ての児童生徒に活躍できる場面・場所を与え、自己肯定感や自己有用感を高める働きかけを行っていくことが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、日常的な関わりの中での観察や定期的なアンケート調査、個別面談の実施により積極的にいじめの兆候を捉えにいく取組と、いじめを許さない風土作りにより、児童生徒が速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取組が重要である。

(3) いじめへの対処

本基本方針の「基本理念」にもあるように、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要である。したがって、児童生徒を徹底して守り抜くためには、各学校において発見者や担任等が一人で解決しようとせず、必ず各学校で定められた手順により組織で対応し、家庭、教育委員会等との連絡を密にすることが必要である。また、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関等と速やかに連携をとることが重要である。

いじめに係る指導と支援は、単なる事態の收拾を目的としたものではなく、いじめを受けた児童生徒のみならず、いじめを行った児童生徒や観衆や傍観者も含めた、全ての児童生徒のより良い成長を促すことを目的としなければならない。正確な事実の確認（関係児童生徒の家庭環境など背景も含んだ総括的なもの）をした上で、適切な指導をするとともに、いじめが発生した集団の状況を適切に把握し、併せて、必要な指導を行い、再発防止を徹底する。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、児童生徒の健全な育成を図るためには、家庭や地域との連携が不可欠である。学校は平素から家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努めるとともに、実際にいじめ問題を含む問題行動等が発生した際には、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、教育委員会や医療機関、警察等の関係機関との連携が必要な事案も少なからずある。特に、いじめの認知や早期発見のために相談機関や医療機関との情報共有や、学校における指導を効果的にするために警察や児童相談所との適切な連携をすることは不可欠である。平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者が未然防止や早期発見及び対応のために、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

さらに、本章の2(2)「いじめの判断と留意点」で述べたとおり、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの等については、早期に警察との連携が必要である。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 町及び教育委員会が実施する取組

(1) いじめの防止等のための体制整備

① 長南町いじめ問題対策連絡協議会の設置

教育委員会は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、千葉県警察茂原警察署、長南町立小中学校、東上総児童相談所の職員、その他の関係者により構成される「長南町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。町内のいじめ問題の状況の把握と、未然防止・早期発見・早期対応の方法等について協議を行い、関係機関との連携の充実を図りながら取組みを進める。

② 長南町いじめ問題調査委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との連携の下に本基本方針に基づく対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定を踏まえ、教育委員会の附属機関として「長南町いじめ問題調査委員会」（以下「問題調査委員会」という。）を設置する。

問題調査委員会は国基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の、学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとする。よって、問題調査委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門知識及び経験を有する者で構成することを基本とする。なお、委員は当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(2) 教育委員会が実施する取組

① いじめの未然防止・早期発見のための取組

ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実により、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、各学校において全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図るよう指導・支援する。

イ 児童生徒等の自主的な活動の推進

- ・児童・生徒が自主的に行うものに対する支援、児童・生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 相談体制の整備

- ・児童・生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に係るいじめに係る相談体制の整備を行う。

エ スクールカウンセラーの配置

- ・スクールカウンセラーを小・中学校に配置し、いじめを受けた児童生徒及び保護者の相談やケアに応じる体制を強化する。

オ いじめに関する実態把握と分析

- ・各学校において児童・生徒に対する「いじめに関するアンケート調査」や「個別面談」の定期的な実施を促し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

カ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめへの対応としては、ルールやマナーの周知を図ると共に、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して、実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。また、関係機関と連携して資料等を配布するなど、啓発活動を実施する。

② いじめへの対処のための取組

ア いじめに対する措置

- ・学校からいじめに関する報告を受けたときには、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該事案に係る必要な調査を行う。

イ 警察への通報・相談による対応

- ・教育委員会は、警察と連携した対応を取ることが必要である場合に、被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報するよう、学校に指導・助言を行う。

ウ 学校間・他自治体間との調整

- ・いじめが複数の学校や校種にわたる場合は、教育委員会が学校相互間の連絡協力体制の調整を行い、いじめを解決するための支援を行う。

③ 学校及び教職員への指導・支援の取組

ア 教職員の資質向上に必要な措置と研修の実施

- ・教職員を対象に、関係機関と連携しいじめの防止等に関する研修会等の受講機会を確保するなど、教職員の資質能力の向上に必要な措置を講じる。

イ 「学校いじめ防止基本方針」について

- ・学校は、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定めるものとする。その際、国や千葉県の基本方針及び長南町の基本方針を参酌し、自校の実情に応じた学校基本方針を策定する。

エ スクールロイヤーによる指導・助言

- ・学校が行っている対応が児童生徒の最善の利益につながっているかなどについて、法的観点からスクールロイヤーが判断するとともに、課題解決に有効な指導・助言を学校に対して行う。
- ・法的側面からみた、児童生徒に関わる問題の予防教育（いじめやSNSの危険等に関する授業や講演、教職員の研修等）を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校はいじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じて対策を推進する。

(1) いじめの防止等のための体制整備

- ① 学校は、いじめの防止等の対策のための組織の中核となる役割を担う組織として「学校いじめ防止対策委員会」を編成する。
- ② 組織の構成員は、校長が実情に応じて定める。重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える。
- ③ 学校いじめ防止対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。また、いじめ防止等の取組について、PDC Aサイクルで検証を行う。

(2) 具体的な取組

① いじめの未然防止のための取組

全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。いじめの未然防止のためには、児童生徒一人一人の心の成長を図るため、全ての教育活動を充実させ、いじめに向かわない態度・能力を育てていくとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培っていかなければならない。

さらに、児童生徒が他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼関係を築く中で、授業や行事に主体的に参加、取り組むことができるよう、授業づくりや集団づくりを行っていくことが大切である。

こうした教育活動を支えるのが、教職員のいじめに関する認識の深さといじめに対して真摯に向き合う姿勢であり、児童生徒の変化や様子から内面を推し量る教職員の鋭敏さが求められる。

<具体的取組の例>

ア 心の教育の充実

- ・いじめを題材とした指導を年間計画に位置付けるなどして、道徳科や学級活動、学校行事等あらゆる教育活動を通して、思いやりや自他のわきまえ、生命・人権を大切にすることを育てる。

イ 互いに認め合う学級経営の充実

- ・全ての児童生徒が良さを発揮でき、互いに認め尊重しあえる集団を育てる。
- ・児童生徒が自ら考え行動する活動を大切に、規律と活気ある集団を育てる。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。

ウ 生徒指導の機能を生かした教育活動の実践

- ・「自己決定の場」「自己存在感」を与え「共感的人間関係」が育つ授業を行う。
- ・「楽しく」「分かる」授業を通して、児童生徒の学習意欲と学力を高める。

エ 自分たちの問題として考えたり取り組んだりするための児童会・生徒会活動

- ・「いじめゼロ宣言」や「いじめ撲滅キャンペーン」などを通して、児童生徒自身がいじめ問題に対して主体的に取り組む意識を育て、いじめを許さない学校風土をつくる。

オ ささまざまな児童生徒の特性に配慮するための支援

- ・発達障害や性の多様性等に対する特性を理解し、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う。

カ 情報モラル教育及び啓発活動の充実

- ・専門性の高い講師による講演会を行うなど情報モラル教育を計画的に実施する。
- ・インターネット等を使用させる場合の家庭内のルール作りや留意点等について児童生徒及び保護者への啓発活動を積極的に行う。

キ 教職員一人一人の鋭敏さを持った見守り

- ・表情や教職員に向ける視線、交友関係の変化やグループ内での様子、授業への取組状況や学校生活の活力の他、持ち物や掲示物の汚損等、視点を明確にして見守り、観察する。

② いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。

早期発見のためには、日常的な関わりのなかでの観察やアンケート調査の実施、教育相談の充実が必要不可欠である。さらに、いじめを許さない風土づくりや児童生徒が発するSOSのサインをすくい上げる仕組みづくりに学校全体で取り組むとともに、家庭との連携を図り、より多くの目で児童生徒を見守っていくことが大切である。

<具体的取組の例>

ア 日常的な関わりのなかでの観察

- ・生活ノートや連絡帳などを積極的に活用し、児童生徒の日々の変化を捉える。
- ・表情やしぐさなどに目を配り、気になる児童生徒にはこまめに声をかける。
- ・複数の目で早期にいじめを発見できるように、多くの教職員が意図的に児童生徒に関わる。

イ アンケート調査の実施

- ・アンケート調査は、直接いじめを訴えることのできない児童生徒にとって有効な手立てであるので、年2回以上は実施する。
- ・アンケート調査の結果については、必ず担任を含めた複数の教職員で分析を行い、必要に応じて迅速かつ適切に対応する。

ウ 教育相談活動の充実

- ・定期的な教育相談期間等を設定し、年間計画に位置付けるとともに日頃からあらゆる機会を見つけ、教育相談を実施する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を積極的に行い、児童生徒や保護者の相談やケアに応じる体制を整備する。

エ 相談窓口の周知徹底

- ・いじめについて児童生徒や保護者が相談できる相談機関の周知を確実にを行い、児童生徒及び保護者が気兼ねなく相談できる体制を整備する。
- ・いじめを訴えることは、「言いつける（チクる）」などではなく、生命と人権を守る行為であることを、児童生徒に根付くよう継続的に指導する。
- ・児童生徒のSOSのサインをすくいあげる取組として、悩み相談箱等を設置する。

オ 家庭・地域との連携

- ・学校だより、学校ホームページ、保護者会等を通して、平素からいじめに対する学校の考え方や取組を周知し、協力を要請しておく。また、児童生徒で気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。
- ・各学校において、道徳科の授業を公開するなど、家庭や地域の理解を得ながら児童生徒の心の教育の充実を図る。

③ いじめへの対処のための取組

いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭への連絡・相談や、事案に応じ教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関とも連携の上、対処することとする。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

○いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

<具体的取組の例>

ア 組織的対応

- ・いじめを発見したら、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、必ず各学校で定められた手順で報告し、組織的な対応につなげる。
- ・いじめの態様によって、校外の関係機関との連携について検討し、学校だけで解決することに固執しないこと。

イ 丁寧な事実確認と方針の決定

- ・いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、周りにいた児童生徒も含めて多方面から情報収集し、事実関係を明確にしなが、いじめの全体像を把握した上で、事実に基づく具体的な対応方針を決定する。

ウ いじめを受けた児童生徒への対応

- ・いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先に行う。
- ・安全な環境で事情や心情を聴き取り、状態に合わせた継続的な支援を行う。

エ いじめを行った児童生徒への対応

- ・丁寧に話を聴き取り、教育的配慮の下、毅然とした適切な指導を行う。
- ・いじめに至った要因や背景を把握し、その抱えている問題を明確にした上で、継続的な指導・支援を行う。

オ 周囲の児童生徒への対応

- ・いじめをはやし立てたり面白がったりする観衆やいじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にある児童生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させ、再発を防ぐ指導を行う。

カ 保護者との連携

- ・いじめ問題の解決のため、事実関係を整理し、正確かつ速やかに関係保護者に伝える。
- ・学校の支援方針・指導方針を伝えるとともに、学校と家庭が協力して問題の解決及び再発防止に向け取り組む。

- ・いじめ問題指導中及び解決後も、児童生徒の学校や家庭での様子を定期的に情報交換し、経過観察を行う。

キ 関係機関等との連携

- ・学校だけでは解決が困難な事案については、学校と教育委員会が連携し、迅速かつ的確に対応を行う。
- ・関係機関と連携しながら個々の事案に対処する場合、警察は司法的立場から、児童相談所は福祉的立場から、医療機関は医療的立場から、それぞれに事案を捉えることに留意し、学校における支援・指導が一貫性をもって行えるよう、学校としての考え方をしっかり持って、連携を図っていく。
- ・PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会を活用したりするなどして、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう連携を図る。

ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシーの侵害等があった場合は、事実を明確にし、削除や関係機関に相談するなど、必要な措置を講ずる。

3 保護者の役割

保護者の役割については、法第9条に次のように規定されている。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

なお、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最優先されるべきであるが、いじめを受けている児童生徒は保護者に心配をかけたくないという思いや、家庭はいじめと無関係の空間にしておきたいなど様々な考えから、いじめを受けていることを隠すこともあるため、いじめの認知が難しい場合がある点に留意する。

4 地域住民の役割

いじめは、学校外において起こることも少なくない。学校外でいじめ事案が発生すると、人の目が届きにくく重症化する傾向もあることから地域住民による児童生徒に対する見守りなど、安心して児童生徒が過ごすことのできる環境づくりに努めることが大切である。

具体的には、児童生徒が登下校の際に声掛けをしたり、地域の祭りや行事等において地域の児童生徒との交流を積極的に行ったりすることなどが考えられる。

また、地域住民は、いじめを発見した場合、又は、いじめの疑いがあると認められる場合には、町、学校その他の関係者などに情報を提供することが重要である。

1 重大事態の意味

「重大事態」は法第28条第1項において次のように定義されている。本基本方針においても同様に定義する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、第1号の「重大な被害」については、国基本方針に基づき、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して、以下のように判断する。

- 例えば ・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが考えられる。

また、第2号の「相当の期間」についても、国基本方針に基づき、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が連続して欠席しているような場合は、この目安に捉われることなく、迅速に調査、対応に着手すべきである。

さらに、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申し立てがあった場合、その時点で学校が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態にはあたらない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、適切に対応しなければならない。

2 重大事態の報告

重大事態が発生したと学校が判断した場合、学校は速やかに教育委員会に報告する。教育委員会は学校からの報告を受けて、町長に報告する。

重大事態の発生時は、まだその重大事態の概要の把握も難しく、いじめによるものかどうかさえ判断できないことも予測される。学校においては、平素から疑いのある事案について、早い段階で教育委員会に報告・相談するように努めなければならない。

3 重大事態の調査

(1) 調査の主体等の決定

学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会は、その事案の調査を行う主体を学校とするか 教育委員会とするかについて、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の要望などを踏まえ、判断する。

(2) 調査を行うための組織

学校が主体となって調査を行う際には、学校に設置されている法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体にして、重大事態の内容・性質に応じて教育委員会並びに 適切な専門家等と連携して対応する。

教育委員会が主体となって調査を行う際には、問題調査委員会で実施する。

(3) 調査の実施

調査の目的は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資することにある。したがって、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃か

ら)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的可能な限り網羅的かつ明確にすることが重要である。

このことを念頭に置き、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。調査に当たっては、「重大事態ガイドライン」の内容により適切に実施する。

4 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適切に提供する。

なお、これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供するものとする。

(2) 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、法第30条第1項に基づき、教育委員会より(学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて)町長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に提出する。

5 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(2)の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、報告された重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「長南町いじめ問題再調査委員会」を設置して、学校又は教育委員会による調査結果について調査を行う。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行ったときには、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じて個人情報等に配慮しながら、再調査の結果を町議会に報告する。

また、町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

6 その他の留意事項

(1) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の上、必要に応じて、

いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止措置やいじめに関連した児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学後の通学指定校の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、町、教育委員会が定める文書管理における諸規則に従い、適切に取り扱うものとする。

2 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないよう各学校、教育委員会は、業務を点検し、事務の効率化を図る必要がある。

3 基本方針の見直しについて

本基本方針は、長南町ホームページで公表し、連絡協議会又は問題調査委員会が必要があると認められるときは、改善のための見直しを実施する。内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく地域住民に周知する。